

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	北陸電話工事株式会社
【英訳名】	Hokuriku Denwa Kouji Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 泰夫
【本店の所在の場所】	石川県金沢市米泉町十丁目1番地153
【電話番号】	(076) 240-2211
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 辻岡 伸弥
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市米泉町十丁目1番地153
【電話番号】	(076) 240-2211
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 辻岡 伸弥
【縦覧に供する場所】	北陸電話工事株式会社富山支店 (富山市豊田町一丁目4番22号) 北陸電話工事株式会社福井支店 (福井市定正町508番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額68,312,816円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、森 泰夫、小田 修、澤田達夫、得永隆彦、上段正憲、川面正雄、北川久義、渡 幸記、塚本恒明、青山伸一、辻岡伸弥、石川誠豪、向井雅彰及び札幌清美の14名を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

姉崎幸雄を補欠監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役寺井孝美氏に対し、当社の内規に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	73,108	27	—	(注) 1	(注2) 可決 (95.32%)
第2号議案 取締役14名選任の件				(注) 1	(注2)
森 泰夫	71,991	1,144	—		可決 (93.86%)
小田 修	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
澤田達夫	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
得永隆彦	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
上段正憲	71,884	1,251	—		可決 (93.72%)
川面正雄	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
北川久義	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
渡 幸記	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
塚本恒明	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
青山伸一	71,994	1,141	—		可決 (93.87%)
辻岡伸弥	72,008	1,127	—		可決 (93.89%)
石川誠豪	72,008	1,127	—		可決 (93.89%)
向井雅彰	72,008	1,127	—		可決 (93.89%)
札幌清美	71,918	1,217	—		可決 (93.77%)
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 1	(注2)
姉崎幸雄	71,921	1,214	—		可決 (93.77%)
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	73,105	30	—	(注) 1	(注2) 可決 (95.32%)

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上